

答 申 書

答申第 1 4 号（諮問第 1 4 号）

令和 7 年 7 月 2 8 日

井川町長 齋藤 多聞 様

井川町情報公開審査会

令和 6 年 7 月 5 日付け井発第 1 9 2 7 号で諮問のありました事案について、
下記のとおり答申します。

1 審査会の結論

本件審査請求に係る、令和 6 年 3 月 2 5 日付け井発第 7 6 5 2 号により、井川町長が行った本件処分は妥当である。

2 審査請求人の主張の要旨

(1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、「公文書公開決定通知書」による不利益処分に対し、是正（適正な運営の確保）を求める、というものである。

(2) 審査請求の理由

本件処分に係る審査請求の理由として、審査請求人が主張している内容の趣旨は、審査請求書、反論書を総合すると、おおむね次の通りである。

ア．公開決定を取り消し一部公開決定とすること

イ．公開文書中、起案文書は請求していないものである

ウ．出納員並びに現金取扱員及び物品取扱員について任命していないことは不適正であるため是正を求める

の3点を理由に審査請求を提起し「公文書公開決定」を取り消すように主張している。

3 実施機関の主張

(1) 主張の趣旨

主張の趣旨は、本件審査請求を一部認容するとの裁決を求める、というものである。

(2) 主張の内容

実施機関が主張している本件処分の理由の趣旨は、おおむね次の通りである。

○審査請求人の主張アに対して

当町情報公開条例では、公文書一部公開決定とは、公開対象の公文書の一部に個人情報等の「開示しないことができる情報」が記載されていた場合に、当該部分を黒塗りする等の方法を用いて公文書を公開する際の処分であることが規定されている。他方、当町の情報公開条例の運用上、外部の人間である申請者が当町にどのような公文書が存在するか知ることが難しいことを勘案し、関連性のある文書の申請については、無理のない範囲で1件の情報公開申請として処理している。仮に本件処分を「一部公開決定」に改めたとしても、本件処分に係る当町に存在する文書の写しについて、原処分が行われた時点で全て送付しているため、審査請求人が当町の公文書から新たな情報を得ることによる利益はない。

○審査請求人の主張イに対して

起案文書は請求した公文書ではないという審査請求人の主張は、認容する。

○審査請求人の主張ウに対して

公文書の存在・不存在に係る公開・非公開を巡っての提起ではなく、審査請求人の考える「適正な運営の確保」のために公文書の修正や、特定の文書を作成するなどの何らかの作為を要求する趣旨のものである。仮に審査請求人の考える「適正な運営の確保」が為されたところで、審査申立人自らが個人的に利益を得られるものではない。

4 審査会の判断について

審査請求人の主張に対し、当審査会の判断を述べる。

○審査請求人の主張アに対して

公開決定を取り消し一部公開決定としたところで、新たに公開される公文書は無く、「一部公開決定」は、公文書の一部に個人情報等の「開示しないことができる情報」が記載されていた場合に、当該部分を黒塗りする等の方法を用いて公文書を公開することを想定した処分である、という実施機関の主張に不合理な点は無いと認められる。

○審査請求人の主張イに対して

請求した公文書と請求していない公文書が併せて公開されていたとしても、そのことが請求人の不利益に当たるものとはいえない。手数料の徴収事務については、当審査会が立ち入るべきではないと判断する。

○審査請求人の主張ウに対して

情報公開制度による処分に対する審査請求は、開示・不開示等に対する不服を申し立てる制度であり、情報公開請求の結果、請求人が知ることとなった行政事務手続上の不備等に対する不服を申し立てる制度ではない。よって、そのような行政事務の是非について当審査会が立ち入るべきではないと判断する。

以上のことから審査会は、本件審査請求に係る、令和6年3月25日付け井発第7652号により、井川町長が行った本件処分は妥当であると判断する。

5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	令和6年7月5日	諮問の受理（諮問第14号）
②	令和7年3月19日	実施機関からの意見聴取及び審議
③	令和7年5月26日	継続審議
④	令和7年7月28日	答申案の審議
⑤	令和7年7月28日	答申

6 答申に関与した委員

井川町情報公開審査会委員

職名	氏名	職業等
会長	佐々木 俊幸	弁護士
委員	高橋 佑輔	弁護士
委員	高橋 真一	税理士